

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年11月20日（木）15:57～16:26
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

<提案者>

平良 秀春 沖縄県企画部企画調整課主幹
茂太 強 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課副参事
照屋 健一 沖縄県企画部企画調整課主任技師
真鳥 裕茂 沖縄県企画部科学技術振興課班長
横田 恵次郎 沖縄県企画部科学技術振興課主幹

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
長尾 恭輔 法務省入国管理局入国在留課補佐官
本針 和幸 法務省入国管理局入国在留課補佐官
西山 良 法務省入国管理局出入国管理情報官補佐官
小川 秀俊 外務省領事局外国人課長
山崎 政一 外務省領事局外国人課課長補佐
堀井 奈津子 厚生労働省安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 ビザ要件の緩和等、入管手続きの迅速化（沖縄県）
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、最後のセッションになります。沖縄県からの要望でございます。10月26日の区域会議でございました「ビザ要件の緩和、入管手続きの迅速化」ということで、先生には書類がお手元でございますけれども、入国手続きの迅速化ということでは、今、自動化システムの導入をかねてより沖縄県からも御要望いただいているのですが、実際にはビジネスマンを念頭に、1回在留資格をもらっている方の一時帰国というところについて適用しているという

こととございます。是非沖縄県としてはマルチビザ取得者にも拡充したいということとございます。

もう一つがビザ要件の緩和ということとございまして、親御さん、父母の入国というところについても、これはいくつか要件が厳しいということとございまして、特に沖縄科学技術大学院大学を始めとする県内の高等教育機関の外国人研究者について、そういったところまで適用してほしいという御要望とございます。

簡単に沖縄県のほうからお話をいただいた上で、関係省庁から御意見を頂戴して意見交換ということにさせていただきます。八田先生、よろしくお祈りいたします。

○八田座長 それでは、よろしくお祈りいたします。

○茂太副参事 それでは、本当に簡単にですけれども、沖縄県は結構外国人の観光客が伸びていまして、過去最高をずっと続けているという現状があります。その中で入管手続の簡素化という形で、那覇空港を例えば一つとっても、22年から24年まで総務省がとった統計、長時間の待ち時間の22分から26分と結構伸びてきている状況にあります。そういったところも結構入管手続の簡素化ということが業界内でも、あるいは県民からも叫ばれておりまして、そこを措置してもらいたいということです。

あとビザ要件の緩和については、先ほども説明がありましたけれども、大学院大学のいい講師を採ろうと思ってもなかなか採れない現状があるという課題がありますので、そこを何とか緩和してほしい。

あと数次ビザのことも回答に書いてありますけれども、そのところも緩和してほしいということとございます。

以上とございます。

○八田座長 今のビザのところはあまりよく分からなかったのですけれども、何が問題なのか。

○茂太副参事 大きく分けては、マルチビザの緩和について、色んな書類を出さなければならないということがあって、それがとても複雑で、もっと簡素化してほしいとか、そういった要望が聞こえるものですから、そこを何とかしてほしいというのと、あと、例えば中国とかはマルチビザ、今、数次ビザをやっているのですけれども、その家族の関係は世帯主が例えばある程度高い収入を持っている方が、家族と一緒に来るときに数次ビザを取る。ところが、今後、2回目以降であるとき、例えば仮に息子さんが個人で沖縄に行きたい、訪日したいというときには、この数次ビザがどうやら使えないということですので、そのところも1回目が問題なければ2回目以降も数次ビザを使えるように緩和してほしいといった。

○八田座長 学生の家族ですか。

○茂太副参事 世帯主が、数次ビザというのはあくまで年収が高いこと。

○八田座長 先ほどの大学院大学とは関係ない話ですか。

○茂太副参事 そうですね。関係ないです。

○横田主幹 大学院大学につきましては、外国人研究者の父母の滞在ですとか、あと、いわゆる事実婚の承認をしてほしいといったところが要望として上がっております。

○八田座長 大学院大学の学生の父母が来るのが難しいのですか。

○横田主幹 父母というよりも、事実婚について研究者、職員も含めて難しいということで、その緩和をしていただきたいということ。

○八田座長 研究者が来ることは、普通の大学院の先生だから来られるのではないですか。

○横田主幹 大学院の研究者の方の配偶者が事実婚を認められておられない。あと、やはりほとんどの研究者の方は、ある程度年齢がいかれている方もおられますので、そういった方々が自分の身内の父母を連れて面倒を見たいという要望があるということで、提案させていただいています。

○八田座長 分かりました。

それでは、御説明をお願いいたします。

○根岸室長 法務省でございます。

時間の関係がありますので、なるべく簡潔にいたします。

まず、入管手続の迅速化でございますけれども、御提案の一つに、入管に関連する業務の民間委託の拡充というのがございます。これは再興戦略でも出入国審査に関連する業務の民間拡充について民間や地方公共団体の協力を得る方策について検討するということになっておりますので、これに基づきまして進めたいと思っておりますので、具体的な内容について、どういった御協力をいただけるのか、実務的に御相談させていただければと思います。他の空港においても、やはり地元の自治体に御協力をいただいて、やはりそれは国の職員は限りがありますので、今、大幅な増員の努力はしておりますけれども、やはり前に1人、2人、どなたか御案内する人を付けていただくとか、それだけでも画期的に違います。我々もそのためのコンシェルジュというのを民間委託する形でやっております、その予算の拡充の努力もしているところでありますけれども、やはりそれにプラスアルファをしていただければとなお一層と思いません。

やっているところを見ていただければ本当にすごくよく分かると思うのですけれども、すごくゆっくりな場合がありますので、是非ここは御協力いただければと我々からもお願いしたいと思っております。

自動化ゲートですけれども、これは現行制度では日本人と日本に在留している外国人の方だけが対象です。言わば対面審査をしないで認められるということになりますので、新規入国の外国人には許可、外国人の出国と日本人の出国というのは確認ですので、言わばちゃんと分かっている人について、本当にその本人であるかだけを確認すればいいという人に限っているのが現状です。それについて、新規入国の外国人であっても、特に信頼できる渡航者と言えるような、世界的にそういうのをトラステッドトラベラーと言うのですけれども、そういう非常にリスクの低い類型の人については、自動化ゲートの対象にしても、一部だけでもしてもいいのではないかというような考え方のもとで、先の通常国会で入管法改正が通りまして、一部の低リスクの人については対象にできるようになっています。

今、それを踏まえまして、具体的な要件ですとか、またそれを踏まえたシステム構築が必要なので、結構通常国会を通ったものには、1月1日の施行だの、4月1日の施行だのあるので

すけれども、そこについてはシステム改修などが必要なので、2年半以内ということになっております。既にそのための準備を始めているところでございます。

現在、想定しておりますのは、査証免除の対象国の人で商用目的でというような中でどう絞っていくかということを考えています。一般的に査証を免除しているということは、その国籍、地域の方というのはリスクが低いということが言えますので、もちろん、それだけでその国の人を全部と言うわけではありませんけれども、更に要件を絞るということで考えておりますので、御提案の数次査証も、査証を出す中では一定の信頼性のある人だからこそ数次というのを挙げているのしょうから、一定の信頼性があるということはよく理解できるのですけれども、我々もその検討は排除しないのですが、査証免除の対象国ほどリスクが低いかというところではないと思いますので、そういう意味では、今まで本来だったら新規入国の人には適用しない自動化ゲートをまず新規入国にも拡大しようという今大きな一歩を踏み出そうとしているところですので、そこはあまりリスクを大きくしない形で始めさせていただいて、その上でのその後に向けての検討課題かなと考えているところでございます。

いずれにしても、その検討に当たっても、システム上も制度上も今は那覇空港には自動化ゲートを配置していないのですけれども、今後、仮に拡大していくとしても、例えば成田では使えて、関空では使えないなどという不便な話なので、対象者は日本のどこの空港でも使えるというのが原則ですので、この検討に当たっても、そこは全国一律でということになるのだろうと考えてございます。

もう一点のビザ要件の緩和等の中の我々の対象のところは「等」のほうで、大学の研究者などの方の父母の入国が容易となるようにということですが、これは先ほど来使っております法務省の資料の束の後ろのほうに、高度人材についての資料を付けてございます。19ページ以降に付けてございます。

時間の都合がありますので、一つ一つの御説明は省かせていただきますけれども、例えば22ページのところ辺りの一番上のほう、21ページが一番下から22ページの上のほうにかけて、父母を入国できる場合の要件などを書いております。

この高度人材については、どうもこの要望が出た背景を見ますと、高度人材の仕組み自身は御存じのようで、ただ、要件が厳しいという御意見を頂いたように聞いておりますけれども、23ページ、24ページのところにポイント制の見直しについての資料を付けてございます。これは一旦始めたポイント制なのですけれども、昨年12月に一旦要件の見直し、緩和を図っております。その中で、高度人材としてそもそも認められる要件というのが引き下げられて緩和をされています。さらに、父母の呼び寄せの関係では24ページの上のほうですけれども、親を呼べる場合の年収要件を引き下げたりですとか、子どもの年齢要件を引き上げたりとかというような形で、親の関係の要望についても緩和をしている、要件についても緩和をしているということでございます。

おそらく大学の研究者の方ということであると、大方がこれに当てはまるのではないかなというような気がしているところでございますけれども、何かさらに具体的にこういう場合にこれでは当てはまらなくて困っているのだかというような事情がもしあるのであれば教えてい

ただきたいと思っております。

事前に検討はしてこなかったのですけれども、先ほどお話の中ではむしろ親よりも強い要望に聞こえました配偶者の事実婚ですが、そこはどちらかということによりまして、その国において正式に認められているようなものとか、その辺がどうなのかとか、先ほどの経緯とか色々踏まえないといけませんので、踏まえて個別に認めるケースというのはあるかもしれませんけれども、現実にはそういう例もあります。だから、一般的に事実婚を認めてしまうということになると、誰までをパートナーとして呼び寄せの対象にしているのかと非常に不明確になってしまいますので、それはなかなか困難かなと考えております。

法務省のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○小川課長 外務省領事局です。

私どもの関係では、ビザ要件の緩和等のうち、訪日外国人の増加に向けて、現行の数次ビザ対象国における有効期間の延長や、一次ビザの申請書類の簡素化等を実施しているところです。昨年に引き続き、本年も観光立国推進閣僚会議等においてビザ緩和の要請を受け、かなりの速度で進めており、それなりの成果が出てきていると思っております。実際に去年は初めて日本に訪問する外国人が1,000万人を超えましたし、本年は、昨日JNTOが発表されましたが、10月の訪日外国人数が過去最高をまた更新し、10月時点で1,100万人になったそうです。この調子でいけば1,300万人に乗るのではないかという趨勢です。もちろん、ビザだけではなくて、最近進行している円安ですとかLCCなどが就航したとか、追い風が多々吹いているということももちろんあるかと存じます。

私どもの措置としましては、お配りいただいた資料の2枚目ですが、例えばインドネシア、フィリピン、ベトナムが今年焦点を当てていた国ですが、数次ビザに関しては9月30日に発給要件を大幅に緩和するとともに、これまで3年だった有効期間を最長5年に延長しました。また、本数次ビザは国籍国でしか申請できませんでしたが、国外に住んでいる人も多いと思いますので、そういう人については、国籍国以外の居住している国での申請も認めることにしました。また、ちょうど本日から、一次ビザの話ですので資料にはありませんが、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国に対して、指定された信頼のおける旅行会社が企画するパッケージ旅行、観光旅行に参加する人であれば、ほぼビザ免除に近いような形で、書類を簡素化するという手続を始めたところです。ちょうど本日16時に発表しました。パッケージ観光旅行に参加される方は、パスポートと申請書を指定旅行会社に出していただくだけで、ビザ申請が可能となるものです。かぎ括弧付きで実質査証免除などと言っているものですが、そういうスキームも始めたところです。

また、来月の始め、12月1日から、インドネシアだけですが、在外公館にあらかじめIC旅券を登録していただければ3年間又は旅券の有効期間までのどちらか短い方の間有効なビザ免除を開始します。これは旅券を出していただいて、旅券をお返しするときに必要な住所、電話番号

号などを書いていただいただけです。それだけで翌日にはパスポートをお返しして3年間ビザフリーで入っていただけるというシステムを導入いたしました。

あと中国ですが、こちらは発給要件を緩和するということを既に発表しております。細かい要件はこれから法務省とも御相談して詰めていく必要があります。なるべく早く実施したいと思っております。一両月ぐらいはかけて最終調整したいと思っております。

その中で、先ほど御要望がありました家族のみでの渡航を可とするということについても、可能とするような方向で検討しています。実態上、実は今まではダメとはしていましたが、数次ビザを一旦取得すれば2回目以降の渡航を確認することができず、コントロールのしようのないものでした。

商用目的の方や、文化人、知識人の方については、書類が煩瑣だという御指摘もありましたので、そうした要件を緩和する予定です。

また、沖縄県及び東北三県数次ビザの申請者につきましては、過去3年に訪日したことがある方については経済力の要件を緩和するということを考えており、リピーターの増加を目指し貢献したいと考えています。

他の自治体からは、なぜ沖縄、東北だけなのか、うちも緩和してくださいという訪問地要件の撤廃が要望されていたため、高所得な方につきましては、訪問地要件のない数次ビザを新たに創設しました。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

各省とも大変好意的に色々対応してくださったり、あるいはどの道かなり対応するつもりだとおっしゃってくださいました。入国管理の民間委託についても、自動ゲートシステムについてもかなりな自由度ができるようですし、査証免除についても、それから父母の呼び寄せはもう大丈夫だということで、奥さんの場合には要するに内縁関係が公的に認められるならば、これは奥さんでなくても大丈夫です。その認める方法がもしそれ以外に何か御要望があればやりましょう、ただし、無制限にはできませんと、そういうお答えだと思います。ビザについても、どんどん拡大していますという外務省からの御説明がございました。

沖縄県で、今の御説明に対して御意見ございますでしょうか。

○真鳥班長 高度人材ビザの関係で先ほどの御説明で、高度人材ポイント制の基準の見直しが見直しがされたので、ほとんどの研究者の方が対象になるだろうという御説明があったと思うのですが、今、沖縄県のほうで要望している対象者というのが教授とか研究者のみならず職員、それから大学院生までを対象にしているというところにあります。実際に職員に関してなのですが、職員については、例えば特にOISTに関しては、海外からの人材がいます。例えば施設ディビジョンというところで施設を拡充していくセクションがあるのですが、そのマネージャーを務めているのはアメリカ人ですし、あと大学のシーズと事業化を結び付ける、企業はマッチングするようなコーディネーターをされている方もアメリカ人というような形で、結構職員で外国の方がいたりするものですから、その辺も含めて是非対象の枠を広げていきたいなと一応考えていまして、そういう意味で高度人材ポイント制とはまた別の視点での規制緩

和をお願いしたいというのが今回の趣旨になっています。

以上です。

○八田座長 今のは非常に明快な御指摘だと思いますが、いかがでしょうか。

○根岸室長 一般の職員とか大学院生までというのまで想定していなかったのも、そこまで検討は至っていないのですけれども、おそらく父母までの在留を認めるというのは、他の在留資格でも一般的なことではなくて、やはりそこは社会保障とかそういうものとの関係も出てまいりますので、それを一般的に認めるとなるとかなり大きな基本的な外国人受入れの議論というのが必要になるのだろうと思います。

高度人材については、そういう一定の問題点があるとしても、相当我が国への貢献というのが特に高い人であるという中で、その人たちを元々日本に入国は可能な人なのだけれども、そういう特典でも与えないと、外国では呼べないけれども、日本だったら親を連れて行けるぜと、そのくらいの特典でも与えて奪い合う人材であるという前提で、あえてこれは優遇措置としてやっている仕組みですので、それについて今の大学職員の方とか大学院生というのがそういうようなインセンティブを与えてきてもらわないと来てくれないし、それが我が国の発展あるいは地域の発展にとってもものすごい効果があるのだ、そのリスクを上回るのだというような説明ができないとなかなか難しいのではないかなというような気がいたします。

その辺を何か明らかにしていただいた上で検討なのかなと思いますけれども、これでなかなか持ち帰って検討しますと言ってもいい返事というのはまずあり得ないのかなと思います。

○八田座長 どうぞ。

○堀井課長 厚生労働省でございます。

先ほどは御説明ありがとうございました。

先ほど御説明をいただいた際に、父母等の入国が容易になるようにというところの御説明で、年齢のいかれる方が多いので、入って来られる方は、その父母を面倒見たいという御要望もあるのでという形の御説明があったように思います。ただ、そうなりますと、応分の負担もせずに我が国に来て多額の社会保障の給付を受けるということが果たして公平性という観点から国民の理解を得られるかという問題があるろうかと思っておりますので、ここは慎重に考えるべき問題と認識しております。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

二つ、全く違った側面の話があると思います。第一は、留学生の家族は、国民健康保険にも生活保護にも入れる。そういう可能性があるのも、ここのところは考えたいということです。これは家族、移民を呼び寄せるときに一般的に直面する大問題です。ドイツでも移民の家族への社会保障支出額がものすごいことが問題になっています。

もう一つは、しかし、翻ってみると、大学の事務局で外国人学生の世話をしたりニュースレターを出したりしてくれる外国人の事務局員は貴重な人材です。私は前に政策研究大学院大学というところに勤めていました。そこでは学生の3分の2は外国人なのですけれども、オランダ人の女性が同窓会の面倒を全部見てくれていました。各国の政府から来た学生たちが戻って

も、ちゃんと連携を保っていたのです。こういう人にはどんな優遇をしてもいいくらいに貴重なのです。そして、おそらく沖縄の大学についてもそういうことが言える場合があるかもしれないと思います。そういう理由をきちんと説明すれば、これはできる道があるのかどうかをまず伺いたいと思います。

ただし、こういう人は、ある程度の所得のある人でないとダメですね。生活保護に入るかもしれないという可能性があるのと、そこで大きな問題が発生するだろうと思います。そういうような本当のニーズは、日本全体の各大学が、これから抱えていく非常に大きな問題のような気がします。大学では事務系が、外国人対応をきちんとできる職種の人が非常に足りないということが大きな問題になっていますから、これはVISAを認めるべき新しい職種になり得るのだと思っています。ですので、御検討は今後もいただければと思っています。

どうぞ。

○藤原次長 最後、一言ですけれども、先ほどの技能実習もそうですけれども、これは特区か全国区かというのは本質的な話では実はなくて、全国でやるのがいいに決まっています。自治体の方々も全国でやってもらうのが一番いいので、そこは関係省庁も特区になじむ、なじまないという議論ではなくて、本当にやれば全国でやってほしいのですが、唯一あるとしたら、先ほどもありましたけれども、全国でやると難しい問題、それなりに難しいのでできていない話なのですけれども、ものすごく時間がかかるため、スピードを求めるのであれば特区で是非やるべきだということでございます。その点だけ是非両者ともに共通認識を持っていただければと思います。

○八田座長 そうですね。我々も特に特区にこだわるわけではないです。早くできればいいということです。

あと他に御意見ございますか。

それでは、今日はどうもありがとうございました。